

瀬戸内市監査委員公表第6号

平成29年度随時（工事）監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成29年度随時（工事）監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月7日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 馬 場 政 教

所管部署	上下水道部上水道施設課
意見（要望事項）	措置の内容
<p>最上階に配置された部屋で、特に夏場にコンクリート屋根が直に熱せられるなどの状態であることや、吊り天井がなく天井高も高い状態であることは、空調の効率が悪い状態であると考えられる。したがって、空調が必要な空間を仕切るなど空間を狭くして空調効率が高くなるようにし、空調機の運転に掛かる電気代が経済的になるよう検討する必要があると認められる。</p>	<p>浄水処理棟の次亜室は、天井付近にケーブルラックや薬品配管が多数通過しているため、吊り天井を設置するのは困難と考えられます。また、管理棟の管理室及び浄水処理棟の次亜室ともに天井懐が深いため、吊り天井を設置するためには、天井の下地補強や吊りボルトの水平補強等が必要であり工事費が増額すると考えられます。さらに、吊り天井を設置した場合は天井高が低くなり、機械・電気設備の取替時には、取り外しと再設置の工事が必要となります。これら維持管理性や施工性、経済性を検討した結果、施工が難しく、経済性では、電気代は安くなりますが、設置工事費や取り外し費等の費用増加が見込まれるため、採用は難しいと判断しました。そのため、空調の運転に掛かる電気代を削減する方法としては、各部屋に温度計を設置して適正な室温管理を行うことや、定期的に空調のフィルターを掃除するなどの維持管理を継続していきます。</p>